

余市町自治基本条例に係る答申書

令和3年12月21日

余市町民自治推進委員会

まえがき

余市町自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めたもので、町民参加と協働による「町民自らの意思に基づいた自治の実現」を目的に、平成29年12月21日に公布され、平成30年4月1日施行されました。

この条例の第36条では、施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が余市町にふさわしく、社会情勢の変化に適合しているかどうかについて検討することとなっており、平成31年3月26日、10名の委員で構成される余市町民自治推進委員会が町長から諮問を受けました。

これまで、11回の会議において、条文の改正の必要性の有無や制度上の見直し、運用における改善について検証を行いました。検証に当たっては、平成29年12月の町議会特別委員会での指摘事項、令和2年1月に実施した「自治基本条例町民アンケート調査」に加えて、条例制定時の考え方や現状の課題を踏まえ、自治基本条例の各規定についての検討を行うとともに、各条文と関連する施策、制度が条例の趣旨に従って整備、運用されているかについても検証し、本答申書を作成しました。

上記アンケート調査の「自由記入意見」の中に、「条例を知った時は新しいことが始まると思っていたが、何かが変わったという実感が無い。」「『作っただけの条例』にならないように、町がリーダーシップをとってください。」という意見がありました。残念ながら、全国的にそのような傾向があることは私自身認識していましたので、「自戒」すべきことと改めて認識した次第です。町民の方からのそのような貴重な御指摘をも踏まえ、本答申書が、余市町の町民自治によるまちづくりの一層の推進に活用されることを委員一同願っております。

令和3年12月21日
余市町民自治推進委員会
委員長 秦 博美

前文

■検討結果

前文の改正は不要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありません。

前文

私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリパ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。

自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。

誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。

町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。

以下、平成29年12月19日・20日の町議会特別委員会の指摘事項を「委員会指摘事項」といいます。

《委員会指摘事項》

「一人一人」を「一人ひとり」としなかったのはどういう考え方なのか。

【検討内容】

「一人ひとり」とする表記が多く見られますが、広辞苑では「一人一人」と表記しており、修正する必要はないと考えます。

第1章 総則（第1条～第4条）

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

第1章は、総則として条例の目的、定義を規定しており、制度上の見直しや運用における改善についての提言はありません。しかし、アンケート調査では、自治基本条例を全く知らない人が全体の57.4%（343人）を占めていました。その原因と対策について真摯に御検討いただくとともに、様々な機会を通じて条例の趣旨を浸透させ、町民自治によるまちづくりを進めていく必要があります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 町 町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。
- (4) まちづくり 町民が住みよく安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。
- (5) 協働 多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。
- (6) 町民参加 まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。

《委員会指摘事項》

ア 第1条本文中の用語「協働で取り組むまちづくり」が、第2条の定義規定では「まちづくり」と「協働」で別々になっている。「まちづくり」と「協働」をまとめれば、本来の第1条の目的に合致するのではないか。

イ 「町民」の位置付けの中で外国人を除いているのはなぜか。外国人参政権について議論されたのか。

ウ 「事業者」の位置づけの中で「その他の活動」はどのような活動を想定しているのか、分かりにくい。事業所ということだけで担保されているのではないか。

【検討内容】

ア 第2条は定義規定なので、委員会指摘事項のように「まちづくり」と「協働」をまとめて定義するよりも分けて定義した方が良いと考えます。

イ 地方自治法第10条第1項の「住民」は「外国人」を含んでいますので、「町民」には町内に住所を有する「外国人」が含まれます。委員会指摘事項との関連で、外国人に対する施策がはっきり分からないので、他市町村の施策について調査する必要があると考えます。

ウ 委員会指摘事項の「その他の活動」については、「余市町自治基本条例の解説」（平成30年4月）にあるとおり様々な活動が包含されているので、このままで良いと考えます。

(基本理念)

第3条 余市町の自治の主体は、町民を基本とします。

2 町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。

(基本原則)

第4条 余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。

2 まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。

3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。

4 町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。

《委員会指摘事項》

ア 町にも議会にも権限があるが、町民には権限がないので、「まちづくりを進める」という表現に違和感がある。

イ 「余市町」は「町」になるのではないか。

【検討内容】

ア 憲法第92条の「住民自治」を具現化するものとして、第3条の規定があると考えます。「町民は……まちづくりを進める」という表現で問題ないと考えます。

イ 第2条第2号の「町」の定義は、「町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町」です。しかし、第3条第1項及び第4条第1項で「余市町」を用いることによって、地方公共団体（全体）を指し、他方、同条第3項及び第4項の「町」は、町民と行動すべき行政（町長をはじめとする執行機関）を指し、使い分けをしていると解されるので、問題はないと考えます。

第2章 町民（第5条～第10条）

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

第2章については、町民の権利、責務を明らかにしている規定であり、町民は自治体を構成する権利の主体であるという条例の趣旨を引き続き町民へお知らせしていくことが必要です。また、運用における改善について、次のとおり提言します。

■提言

町民の意見を聴くなど、町民参加に体系的に取り組んでいくためには、町民参加条例を制定するなどの統一的なルール作りが必要と考えます。

第2章 町民

第1節 町民の在り方

(町民の基本姿勢と役割)

第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。

3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。

4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。

5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

(町民の権利)

第6条 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

《委員会指摘事項》

ア 「まちづくり」という言葉が重複していて、これでは完全な「まちづくり条例」になってしまっている。第5章のまちづくりに全てもっていくべきだ。【第3条～第5条、第8条、第26条】

イ 「努めます」という表現は、条例が事業者に対し押し付けているような捉え方をされる可能性はないか。上から目線のような、条例で縛るような捉え方をされない考え方を盛り込む必要があるのではないか。

【検討内容】

ア 「まちづくり」を用いているのは、基本理念、基本原則、町民の権利、責務を明らかにしている規定であり、改正する必要はないと考えます。

イ 受け止め方は様々だと思いますが、一般に「努めます」というのは「努力義務」を課すものであり、「押しつけ」や「上から目線」という評価は当たらないと考えます。

第2節 町民参加

(町民参加)

第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。
- 3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。

【検討内容】

他の自治体では、住民参加条例で審議会委員の公募などを規定していますが、町民参加を体系づけて取り組んでいくための仕組みを作った方がよいのではないかと考えます。

(町民意見の公募)

第9条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、その政策、計画等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表するものとします。ただし、緊急性を要するものについては、この限りではありません。

【検討内容】

現在、「余市町パブリックコメント手続に関する要綱」（告示され、平成24年8月1日施行）により、町の施策に関する基本的な計画、指針、条例等の策定又は制定過程において、案の段階でその趣旨、内容を公表し、町民から意見等を公募し、案に反映できるかどうかを検討し、計画等を策定することとしています。

論点として、条例で定めるのか、要綱でいいのかが問題となりますが、要綱はあくまで役所内の自主ルールなので、町民との約束である条例で定めるところにより実施することが必要ではないかと考えます。石狩市では、市民参加推進条例の中で、「パブリックコメント手続等」について規定しています。

また、町民の意見を聴く際は、子どもの意見を聴き、反映させることができる仕組みを構築することに努めてください。

《委員会指摘事項》

「重要な政策、計画等」となっているが、「等」を付けることによって際限なく広がるおそれがあるので、条例では「等」を付けるべきではない。

【検討内容】

条例で「等」を付けるのは、一般的であると考えます。「政策、計画等」とすることにより、「等」の範囲は「政策、計画」と類似のものとなりますので、一定の限定が働きます。

指摘のあった事項については、検討した結果、条例の改正を要する事項ではないと考えます。

(町民活動)

第10条 町民は、自ら行う活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

- 2 町は、前項の町民活動団体の役割と活動を尊重します。

第3章 議会（第11条～第12条）

■検討結果

条例の改正が必要と考えます。

二元代表制における「議会」の役割の重要性に鑑み、次の文言の追加を提案します。

■提言

ア 第11条に次の4項を追加する。

2 議会は、町民自治によるまちづくりを推進するため、町民の意思を把握し、政策の形成に反映させる責務を有します。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めます。

4 議会は、十分な討論により町政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を積極的に公開することなどにより、開かれた議会運営に努めます。

5 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、広く町民の声を聴く機会を設ける責務を有します。

イ 第12条に次の2項を追加する。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを町民に明らかにするとともに、広く町民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるように努めます。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動を充実させるよう努めます。

第3章 議会

（議会の責務）

第11条 議会は、町政における二元代表制の一翼を担い、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される意思決定機関として、その機能を果たす責務を有します

（議員の責務）

第12条 議員は、町民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有します。

【検討内容】

札幌市の自治基本条例も、「議会」の章は3条（第10条～第12条）しかありませんが、①執行機関の監視、②市民の意思を把握し政策の形成に反映させる、③政策形成機能の充実を図るために積極的に調査研究を行う、④議会の活動内容を積極的に市民に情報提供する、⑤広く市民の声を聴く機会を設けるという文言が入っています。これと比較しても、余市町の条例は手薄であると考えます。

第4章 町（第13条～第18条）

■検討結果

第16条の改正が必要と考えます。

町の基本構想及び基本計画を策定するに当たり、計画の中で根拠の数字を示すことが必要であるため、条文の中で明文化する必要があります。

■提言

第16条第2項を第3項とし、第2項として次のように追加することを提言します。

2 総合計画には、余市町の人口、税金等（以下「指標等」といいます。）の予測値を記載するものとします。また、総合計画見直し時ごとに、前回の指標等と見直し時の指標等との比較を行い、次の計画及び指標等の予測値を作成するものとします。

第4章 町

第1節 町の基本事項

（町の役割と責務）

第13条 町は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

2 町は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

3 町は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 町は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加により、連携協力して透明性の高い町政を執行する責務を有します。

（町長の責務）

第14条 町長は、この条例の目的達成のため、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。

2 町長は、町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政を執行し、町民に対し、説明を果たす責務を有します。

（職員の責務）

第15条 町の職員は、町民が自治の主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 町の職員は、町民との信頼関係を深めるため、町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、まちづくりに積極的に参加するとともに、全力を挙げて職務を遂行する責務を有します。

3 町の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに連携を密にするとともに、政策の企画及び立案並びに町民の求めることに的確に対応できるよう創意工夫し、自己研さんする責務を有します。

第2節 行政運営

（総合計画）

第16条 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための長期的な方針を定めた基本構想及び

基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。

（財政運営）

第17条 町長は、総合計画を踏まえ、中長期的な財政見通しに留意しながら予算を編成し、計画的かつ健全な財政運営に努めます。

2 町長は、財政の状況について、町民にわかりやすく公表するものとします。

（危機管理）

第18条 町は、災害、不測の事態等の緊急時に対処するため、機動的な危機管理体制を確立し、町民の生命及び財産を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において自ら身を守り、また、相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 町民及び町は、あらゆる危機に対応するため、常に連携します。

【第16条第2項の追加理由】

委員から、定量で書かれていないものは計画とは言えないと考えている。人口の推計等の指標を示した方がよいのではないか。これからは人口減少し、高い経済成長も見込めない状況下で、今までの右肩上がりの時のような計画作成の方法で作成してはいけない、細かく管理していく必要があると考えていますが、条文でうたわないと計画に盛り込まれないとの思いから提案がありました。

他委員から、数字を見せてくれないと実感がわからない、文言だけで書かれていても分かりづらい、と賛意が示されました。

《委員会指摘事項》

「行政運営」となっているが、「町政運営」にすべきではないか。「財政運営」という表現もあるが、どう考えて使い分けしているのか。

【検討内容】

委員会の指摘は、行政運営の行政という言葉が狭く捉えられていて、行政運営と財政運営をプラスして町政運営と捉えているのではないかと考えます。もちろんそのように考えることもできますが、地方自治法第1条の2第1項に規定されている「行政」とは広義の意味で、財政を含めた町政運営という意味になります。

財政運営とは、地方自治法第243条の3第1項の見出し（財政状況の公表等）に文言があります。また、新聞等で行財政改革という表現がありますが、これは行政改革+財政改革のことですが、ここでの「行政」とは狭い捉え方ということになります。

第5章 まちづくり（第19条～第29条）

第1節 ひと（第19条）

■検討結果

条文の改正が必要と考える項目があります。

■提言

18歳未満の青少年や子どもの権利が大きな社会問題になっています。条例では子どもの権利について具体的に書かれておらず、その取扱いが弱いので、他の自治体の条例を参考にして検討していただきたい。

第5章 まちづくり

第1節 ひと

(子育て及び教育の推進)

第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

- 2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。
- 3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。
- 4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。
- 5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。

《委員会指摘事項》

ア 子どもたちが受け身に置かれている。他町村では、子供の権利を明確に書いているところもあるのに不十分ではないか。

イ 子供の権利条約、生きる権利、育つ権利、教育を受ける権利、参加する権利を担保すべきだったのではないか。

【検討内容】

ア・イ 近年の自治基本条例をみると、子どもの権利について規定していますので、余市町の条例についても入れることを検討すべきと考えます。「自治基本条例町民アンケート」の「自由記入意見」の中にも「子どもも大人と同じ権利を有することを明記して欲しい。」という意見がありました。

また、本委員会も、いまの条例は受け身で書かれているので、踏み込んで検討すべきとの意見もありました。具体的には、子どもたちが「不思議、変だな、イヤだな」と思うことに対し、正直な言葉を自由に発言できる環境を整えること、子どもたちの発言内容とそれへの対応は、できる限り「広報」や「学校だより」等で公開することに留意していただきたい。

参考

児童の権利に関する条約第12条第1項 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第2節 暮らし（第20条～第23条）

■検討結果

以下の条文の改正が必要と考えます。

第21条の「コミュニティ」について、法律や条例中の用語としての成熟度が低いため、条文の中で定義することが必要です。

■提言

第23条については、様々な機会を活用し条文の理解を進めることが必要です。

第2節 暮らし

（町民の活動との連携）

第20条 町は、町民のさまざまな活動に対等な立場で連携協力して、地域の課題に取り組み、協働のまちづくりを推進します。

《委員会指摘事項》

ア 「（町民の活動との連携）」となっているが、町民に対して上から目線ではないか。「（町民の活動と町との連携）」とすべきではないか。

イ 「協働のまちづくり」という記載が第1条と重複しているが、なぜここにまた入るのか。

【検討内容】

ア 条例第31条（国及び北海道との連携協力）及び条例第32条（他の地方公共団体等との連携協力）も条文の名宛人は町であり、あえて改正する必要はないと考えます。

イ 第1条は条例全体の目的規定であり、個別の条項と表現が重複することはあり得ます。

（コミュニティの推進）

第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに権利を認め、協力し、情報提供を行い、その活動に積極的に参加するよう努めます。

【検討内容】

ここで使われている「コミュニティ」の定義を行政の解釈で、区会、まちづくり団体及びボランティア団体としていますが、条文の中で定義すべきではないか、と考えます。

他の自治体でも条文の中で定義されています。法令の用語として認知されているのであれば条文の中での定義は必要ないと考えますが、他の自治体は「コミュニティ」について法令の用語としての認知度が低いと認識していると考えます。

(健康の増進及び福祉の向上)

第22条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。

(保健、医療及び福祉の連携)

第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

《委員会指摘事項》

「心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくり」とは、何を意味しているのか。誰が見ても分かるようにすべきである。

【検討内容】

事務局から、心理的障壁とは、心ない言葉や視線など意識上(心)の障壁、物理的障壁とは、歩道の段差、乗降口や出入口の段差等交通機関や建物等における障壁を言うとの説明がありました。

委員からは、次のような意見がありました。

- ・ 解釈にかなり幅がある。また、心理的及び物理的障壁について、理解されていない方が多くいらっしゃる可能性がある。
- ・ 条文を補填する必要があると思う。一般的な民間企業でやられているレベルまで理解が進めばよいと思う。
- ・ この条文は、町としての姿勢を示している心理的障壁の受け止め方は人それぞれだからこういう表現の方が、町が様々なことを行っていく上で、常にこういったことを意識してやっていくということによいと思う。

本委員会として、第23条について改正すべしとの意見を集約することはできませんでした。内容について、引き続き町民の理解促進に努めるとともに、改正の必要性についても御検討いただきたい。

第3節 しごと(第24条)

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありません。

第3節 しごと

(産業の振興と職場づくり)

第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。

2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。

《委員会指摘事項》

- ア 「産業の振興」「働く場の確保」「移住の受入れ」、これを一つの項にまとめてしまっているのか。
- イ 「誇りを持てる職場づくり」は誰がやるのか。職場は企業、働いている従業員がつくっていくと思うが、町民と町がつくるとはどんなイメージであるのか。
- ウ 第7条第2項との整合性はどのように考えるのか。

【検討内容】

ア 委員からは、「移住の受入れ」については、分けて記載して強調したほうが良い、との意見がありました。他方、「産業の振興」「働く場の確保」「移住の受入れ」は地方創生の重要なテーマであり、個々に分けてしまうと壮大な条項になると思います。町民が条文を読んで目的意識を持たせるという意味ではこのままで良いと思います、との意見もありました。

本委員会としては、議会の委員会の指摘については理解できるものの、自治基本条例の性格から、「第3節 しごと」の比重はそれほど高くはないので、当面、現行のままで良いと考えます。

イ 事務局から、「町民」とは、企業の従業員の方でもありますので、相互に協力してもらうとともに、町は側面からの支援として補助金や産業連携の支援などを行うことでより一層地域産業の魅力を高め、誇りを持てる地域産業となっていくよう支援していくということであるとの説明がありました。

委員からは、職場は企業と従業員が作って行くものだと思いますが、行政にはそれをサポートする役割もあると思います。「職場が余市町にある企業従事者も「町民」として捉えていますので、「誰がやるのか」と問われるのなら「町民」全員です、との意見がありました。

本委員会としては、議会の委員会の指摘のとおり、「職場は企業、働いている従業員がつくっていく」ものであろうが、企業と従業員はいずれも「町民」であり（条例第2条第1号）、また、「町」は、企業の厚生事業等に対する補助金や従業員が働きやすい保育政策の実施等で、「誇りを持てる職場づくり」のために企業や従業員を側面から支援することができると考えます。

ウ 事務局から、第7条第2項は、総論的箇所において、一般的、総体的な「事業者の役割」について規定しているに対し、第24条は、「第5章 まちづくり」「第3節 しごと」という各論について規定したものであり、整合性は図られている（矛盾していない。）との説明があり、本委員会もその説明を是認できると考えます。

第4節 情報共有（第25条～第28条）

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありません。

第4節 情報共有

(情報の公開)

第25条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町が保有する情報については、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

(情報の共有)

第26条 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。

2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとしします。

(説明責任)

第27条 町は、公正で開かれた町政を進めるために、町政に関して町民にわかりやすく説明します。

(個人情報の保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されないように、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

《委員会指摘事項》(第25条・第26条共通の指摘事項)

情報公開、情報共有の部分で、原則公開を明記すべきだったのではないか。

【検討内容】

「原則公開」との委員会の指摘は重要と考えますが、第27条で「説明責任」が明記されており、そこで「原則公開」の趣旨を読み取ることは可能であると考えます。

第5節 意見交流(第29条)

■検討結果

条文の改正が必要と考えます。

第29条の見出しに「町民との意見交流」とあるが、議会の委員会からの指摘にあるとおり、「意見交流」を「意見交換」とした方が分かりやすいと考えました。また、制度上の運用について次のことについて提言します。

■提言

意見交換の内容の公開や幅広く参加できる仕組みを検討する必要があると考えます。

第5節 意見交流

(町民との意見交流)

第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特徴を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。

《委員会指摘事項》

第33条でも「交流」になっているが、町民は他の町民とは違うのだから、「意見交流」は、「意見交換」の方が分かりやすいのではないか。

【検討内容】

指摘どおり「意見交流」を「意見交換」とした方が分かりやすいと考えます。

また、名詞の「とりくみ」は、「取組」が正しいので、実質改正の際に「訂正」すべきと考えます。

第6章 住民投票（第30条）

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありません。

第6章 住民投票

（住民投票の実施と取扱い）

第30条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町長は、住民投票を実施するときは、その結果の取扱いを事前に明らかにします。

《委員会指摘事項》

ア 第1項で住民投票を実施できるとして、それは個別条例によることになっているので、第2項、第3項は不要と考えます。手法を載せる必要はなく、既に投票条例があると誤解を受けかねないと考えます。

イ 住民も議会の議決を経て請求できる権利を明確にうたうべきだと考えます。

【検討内容】

ア 第30条第1項では、個別条例で住民投票を実施できるとは「規定」しておらず、実施する場合は、第2項で「別に条例で定めます」と規定しています。

イ 住民には、地方自治法上、条例の制定・改廃の直接請求権（有権者の50分の1以上の連署）が認められています（第74条）。町長は、請求を受理したときは、議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議しなければならないので（同条第3項）、結果的に「議会の議決」が生じることになります。委員会指摘事項もこの趣旨ではないかと考えます。

仮に、住民の「議会の議決を経て請求できる権利」を形式的（文字どおり）に解しますと、「請求」段階で、出席議員の過半数の賛成が必要なことになり（第116条）、直接請求権を定めた同法との調整が必要になります。

第7章 交流・連携（第31条～第34条）

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありません。

第7章 交流・連携

（国及び北海道との連携協力）

第31条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。

（他の地方公共団体等との連携協力）

第32条 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。

（町外の人々との交流及び連携）

第33条 町民及び町は、近隣市町村の人々と環境、福祉、観光等共通する課題について積極的に情報交換を行い、交流を深め、公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組みます。

（国際交流及び地域間連携）

第34条 町民及び町は、国際化社会において、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、姉妹都市等との交流を図り、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、国際感覚豊かな人材を育成します。

2 町民及び町は、交流都市等と教育、文化、産業、観光などの交流及び連携を図り、地域社会の発展を進めます。

《委員会指摘事項》

ア 第31条から第34条までの条文は、非常に分かりづらい文章になっています。

イ 「環境、福祉、観光等」、「教育、文化、産業、観光など」と、条項ごとに並びが一定していない。

ウ 第33条では「等」を用い、第34条では「等」と「など」が混在するなど、統一されていない。

【検討内容】

ア 本委員会のメンバー間では、特段分かりづらい文章であるとの指摘はありませんでした。

イ 第33条で「三つ」、第34条で「四つ」項目があるが、重複しているのは「観光」だけであり、また、第33条は、「近隣市町村の人々」との「交流及び連携」の規定、第34条は、「姉妹都市等」との「交流及び連携」の規定であり、そもそも内容が違うので当然出てくる項目も異なると考えます。

ウ 指摘には一理ありますが、住民の権利を制限し、住民に義務を課すような、法規の性質を持つ

た条例であれば、「正確性」の観点から表現の「統一性」を志向することは重要ですが、「理念的な条例の場合は、むしろ表現の「多様性」を志向することも認められて良いのではないかと考えます。

「等」は、同類の他のものが想定されるが書き切れないので使用し、「など」は、それだけに限定せずにやわらげるために使用したと考えられます。そして、そのことには合理性が認められます。

第8章 条例の位置付けと見直し（第35条～第37条）

■検討結果

条文の改正は不要と考えます。

制度上の見直しや運用における改善についての提言はありませんが、今後とも引き続き、本条例の位置付けを踏まえ、他の条例等との体系的な整備に努めることや社会情勢の変化に対応するため今後とも定期的な見直しが必要です。

第8章 条例の位置付けと見直し

（条例の位置付け）

第35条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、これを最大限に尊重するものとします。

（条例の見直し）

第36条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

《委員会指摘事項》

4年以内で見直しすることになっているが、見直しをするということは、逆に言うと不備な条例を作っていることになるのではないか。最高規範なのだから、見直しなどあり得ない。

【検討内容】

「条例制定」は所詮神ならぬ人間が行うことであり、制定当時は（仮に）「完璧」であったとしても経年で社会経済状況の方が変化することもあります。条例に限らず、人間が作った制度は不断に「検証」する必要があります。同じく「4年を超えない期間ごと」の見直し規定を持つ「ニセコ町まちづくり基本条例」は、「育てる条例」と位置付けていますが、「成長する条例」と位置付けることも可能です。本条例第37条は、「この条例を守り育て、実行性を高める」と表現しています。

「4年」については、町長の任期が4年であることを考えると、合理性が認められます。最高法規（憲法第98条第1項）である日本国憲法は「第九章 改正」で、第96条の改正規定を置いています。

よって、自治体の「最高」規範であっても「再考」の余地、必要はあることとなります。

（町民自治推進委員会）

第37条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会（以下「町民委員会」といいます。）を設置します。

2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。

3 町民委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定めます。

《委員会指摘事項》

「町民自治推進委員会」は、条例の重みからすれば、「町民自治推進会議」の方がよい。

【検討内容】

広辞苑を調べてみても、「委員会」と「会議」とで明らかな優劣があるようには読めませんでしたので、特段改正の必要性はないと考えます。

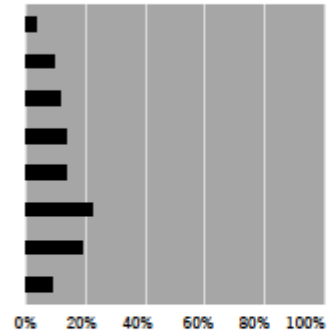
「住民基本台帳から無作為に2,000名を抽出し、令和2年1月6日付で住民基本条例の解説とともに郵送し、実施した。」

参考資料

自治基本条例町民アンケート調査結果

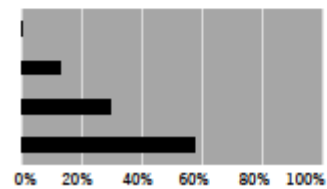
Q1 年齢

	(人)	(%)
1 18～19歳	18	3.0
2 20～29歳	55	9.2
3 30～39歳	69	11.6
4 40～49歳	80	13.4
5 50～59歳	81	13.6
6 60～69歳	131	21.9
7 70～79歳	113	18.9
8 80歳以上	50	8.4
全体	597	100.0



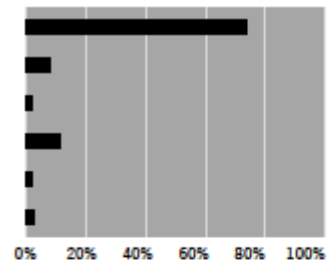
Q2 自治基本条例を知っているか

	(人)	(%)
1 内容をよく知っている	1	0.2
2 どのようなものかある程度知っている	77	12.9
3 名前は聞いたことがある	176	29.5
4 まったく知らない	343	57.4
全体	597	100.0



Q3 (Q2で1～3と回答した方に) 自治基本条例を何で知ったか (複数回答)

	(人)	(%)
1 広報よいち	215	73.7
2 町のホームページ	24	8.2
3 講演会	5	1.7
4 知人や家族を通じて	34	11.6
5 その他	6	2.1
無回答	8	2.7
全体	292	100.0

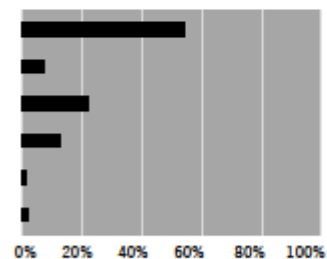


その他記入意見

- ・ 区会の会合
- ・ 新聞記事

Q4 町でお知らせしている情報を、どのような方法で入手しているか (複数回答)

	(人)	(%)
1 広報よいち	505	54.1
2 町のホームページ	68	7.3
3 区会回覧	208	22.2
4 知人や家族を通じて	121	12.9
5 その他	13	1.4
無回答	20	2.1
全体	935	100.0

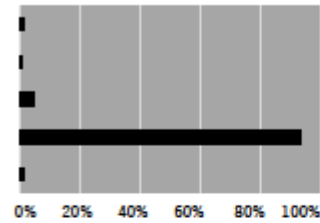


その他記入意見

- ・ 図書館の掲示板
- ・ そもそも情報を入手していない。

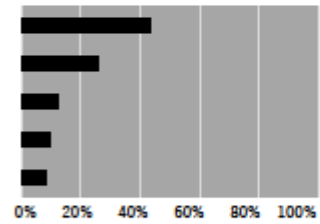
Q 5 次の町民参加手続に参加または利用したことはあるか（複数回答）

	(人)	(%)
1 パブリックコメントでの意見提出	6	1.0
2 審議会などの公募委員に応募	3	0.5
3 「町政への意見・要望」の投書	28	4.7
4 参加したことはない	556	92.8
無回答	6	1.0
全体	599	100.0



Q 6 （Q 5で4と回答した方に）町民参加手続に参加または利用しない理由（複数回答）

	(人)	(%)
1 参加する時間がない	280	43.6
2 意見の提出方法が分からなかった	168	26.2
3 意見を提出しても反映されない	78	12.2
4 その他	64	10.0
無回答	51	8.0
全体	641	100.0

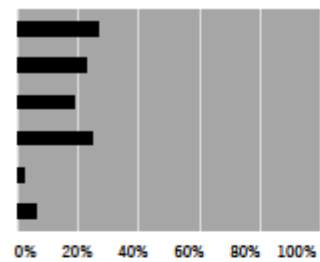


その他記入意見

- ・ 興味がない。関心がない。
- ・ 難しそうがよく分からない。
- ・ 必要性を感じない。
- ・ 町民参加手続自体をを知らなかった。
- ・ 自発的、積極的に参加できる人は少ないと思う。

Q 7 町民参加手続きに参加または利用しやすくするためにどのような取組が必要か（複数回答）

	(人)	(%)
1 町民参加の制度を分かりやすく周知すること	320	26.2
2 町民参加の機会がいつあるのか周知すること	278	22.7
3 意見の提出方法を分かりやすくすること	228	18.6
4 意見がどのように反映されたか分かるようにすること	304	24.8
5 その他	26	2.1
無回答	68	5.6
全体	1,224	100.0

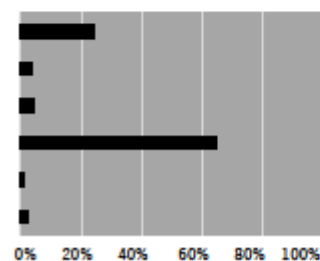


その他記入意見

- ・ ネットで気軽に投書したり応募できれば、忙しい人も利用できる。
- ・ 町民の意識改革。
- ・ 意見の提出機会を増やす。
- ・ 参加しやすい時間帯にする。
- ・ 声の大きい人たちの意見だけが通るようであれば町は廃れる。

Q 8 協働によるまちづくり活動に参加したことがあるか（複数回答）

	(人)	(%)
1 区会などの活動に参加している	152	24.1
2 NPOやボランティア団体のメンバーとして活動している	23	3.7
3 個人でボランティア活動などを行っている	29	4.6
4 特に何もしていない	406	64.4
5 その他	6	1.0
無回答	14	2.2
全体	630	100.0



その他記入意見

- ・ 子どものころから郷土愛を育てる。
- ・ ポイント制度のような工夫。
- ・ 町（役場）の一步踏み込んだ行動や柔軟な対応。
- ・ 小学生くらいから地域の大人とボランティア活動や何かの催し物をする機会を増やす。
- ・ 仕事をしている人は事業主の理解が不可欠なので、事業所に積極的に参加してもらおう。
- ・ 自分も含めて、協働の認識が薄い。

自由記入意見

- ・ 町民に対して、広く、分かりやすく知らせ、情報を発信することが大事だと思う。
- ・ 余市を盛り上げたいと思う人たちが、意見を言える場があれば、町が活気づく気がする。
- ・ 町民参加は面倒くさいと思われがちなので、気軽に参加できるようなシステムが必要では。
- ・ 「作っただけの条例」にならないように、町がリーダーシップをとってください。
- ・ 段階的な周知が必要であり、入り口部分の段階では簡単な解説にすべき。
- ・ 低賃金で働く若者の現状を、アンケートなどをもって知ってほしい。
- ・ 想像よりもかなり基本的な内容で驚いた。
- ・ 役場職員が町民と接点を持ち、共に活動する場を持つ機会を多くする。
- ・ 町民が町をより良くするために、どのような活動をするか良いイメージしやすくするために、事例集のようなものを作成すると良いのではないか。
- ・ この条例に限らず、あらゆる町の活動が町民に浸透していないように気がする。
- ・ 子どもも大人と同じ権利を有することを明記して欲しい。
- ・ 条例ができたことにより、何がどう変わったのか等、モニタリングを定期的に行い、その状況を公表すると分かりやすい。
- ・ HPを閲覧できる環境にない人も多いため、広報に条例の説明や今後の取組を掲載すると良い。
- ・ 意見を出せる場所をスーパーやコンビニ、駅にも広げた方が良い。
- ・ 特に若い世代（自分も含め）は、自治に積極的に参加することに魅力を感じていないし、意見が反映されないという否定感が強く根付いている印象がある。自分たちの意見が尊重され、どのように反映されるのか、分かりやすくPRすることで、自発的な参加が増えるのではないか。
- ・ 仕事をしていると、町に目を向けるのは難しいが、関心を持てるようにしたい。
- ・ 条例を知った時は新しいことが始まると思っていたが、何かが変わったという実感がない。
- ・ 条例を知らない人が多いと思う。活動に参加する時間がない人も参加できるよう、SNSを活用した情報の閲覧、意見の提出方法があると良い。
- ・ 一度「意見・要望」を提出したが、当たり障りのない通り一遍の回答にがっかりした。
- ・ 広報のバックナンバーを探すのが大変なので、データ放送に町の情報を登録してもらいたい。
- ・ 解説を全て読み、制定までの経過と各条項の内容が良く理解できた。このような機会に恵まれ感謝するとともに、協働のまちづくりに少しでも参加、協力すべきであると心を新たにしたい。

余市町民自治推進委員会開催状況

回数	開催日程	協議内容
第1回	平成31年3月26日	自治基本条例の町の取組状況
第2回	令和元年6月25日	自治基本条例の町の取組状況
第3回	令和元年9月25日	前文、第1章総則（第1条-第5条）
第4回	令和元年12月25日	第2章町民、第3章議会（第5条-第12条）
第5回	令和2年9月28日	第4章町（第13条-第18条）
第6回	令和3年3月30日	第5章まちづくり（第19条-第23条）
第7回	書面開催	第5章まちづくり（第24条-第29条）
第8回	令和3年7月27日	第6章住民投票、第7章交流・連携、第8章条例の位置付けと見直し（第30条-第37条）
第9回	令和3年10月1日	答申書作成に係る意見交換
第10回	令和3年12月3日	答申書作成に係る意見交換
第11回	令和3年12月21日	答申書確定、答申書提出

余市町民自治推進委員会名簿

※敬称略

余市町民自治推進委員会 規則第3条の区分	推薦団体等	役職等	氏名
学識経験を有する者	北海学園大学	法学部教授	秦 博美
公募による者			伊藤 規久子
公募による者			伊藤 正明
公募による者			齊藤 秀敏
公募による者			杉山 哲哉
公募による者			竹谷 加奈恵
公募による者			西川 美香子
公募による者			比嘉 初枝
町内の各種団体の推薦を受けた者	余市建設業協会	会長	中村 公彦
町内の各種団体の推薦を受けた者	余市町ボランティア団体連絡会	会長	星野 まどか

委嘱期間 平成31年3月26日 ~ 令和4年3月31日